会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(平成29年度第2回)
日時	平成 30 年 1 月 29 日 (月) 午後 2 時 00 分~午後 3 時 36 分
場所	中棟4階 第1委員会室
委員出席者	遠藤雅晴、秋山とよ、大澤俊、松見光、福川康、小林三郎、 秋山成子、鹿野修二、明石文子、弓谷妙子(以上敬称略)
幹事出席者	松沢智、青木則昭、堀川直美、諸角純子、日暮修通
オブザーバー	兵藤正英(杉並区社会福祉協議会 地域支援課長)
委員欠席者	高橋博、山田滉(以上敬称略)
会議次第	 部会長あいさつ 新任委員紹介 議題 (1)救護・支援部活動マニュアルの改訂について (2)人的な支援体制の確保について (3)医療依存度の高い要配慮者の支援について 4 その他(報告等) (1)災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況について (2)災害時要配慮者対策連絡協議会(全体会)の開催について
資料	 ○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿資料1 救護・支援部活動マニュアル(改訂案)資料2 災害時要配慮者の避難支援の流れ及び支援機関との連携体制等(案)資料3 医療依存度の高い在宅療養者への支援体制について資料4 災害時要配慮者対策事業に関する区の取組状況(平成29年度)【当日配布】 ○杉並区社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを開設します ○災害ボランティアセンターの機能と役割 ○杉並区保健福祉計画(案)(平成30年度~33年度)※パブリックコメント実施時(12/1)計画案:関連ページ抜粋

座長

皆さん、こんにちは。お寒い中を、きょうは災害時要配慮者対策連絡協議会の第一部会、今年度第2回目でございますけれども、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ことし初めてでありますので、ことしもよろしくということで始めたいと思います。

それで、きょうから、新任の委員ということで、地域包括支援センターケア24和田の弓谷さんにご出席をいただいておりますけれども、私はもう五、六年前から、地域包括支援センターの関係者がこの会議に出ていないのはどういうことなんだろうかということをずっと言っておりました。

で、東日本大震災が起きたときにもそうなんですけども、その後のいろんな対応の中で、いろんな問題がありましたけども、現地で、岩手県やあるいは宮城県、福島県の地域包括支援センターの職員が非常に頑張って、住民の安否確認やいろいろな対応しているということがたびたび新聞やテレビでも報道されておりましたので、地域包括支援センター、特に最近は地域共生社会というようなことも非常に重要視されるようになりまして、ますます役割が重要になっているということで、決してプレッシャーをかけるつもりではないんですけど、やはり杉並でもいろんな方面で地域包括支援センターと連携をしながら、地域の福祉の対応をやっているという事実がございますので、今回から弓谷さんが委員としてご参加いただいています。

新任の弓谷さんから一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

委員

ケア24和田の弓谷と申します。日ごろは要介護者の支援で大変高齢者の 方が地域でお世話になっております。ありがとうございます。

今回から、ケア24の代表ということで、ここにお邪魔させていただいておりますので、きょういろいろお話を伺ったことを、20カ所ありますので、足並みがそろうようになるべくみんなで共有しながら、何かできること、地域でできることを一緒にさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

座長

よろしくお願いします。

それでは、きょうは資料も随分たくさん事務局のほうから事前に送られております。議題に沿って進めたいと思います。

では、事務局のほうから説明をよろしくお願いします。

事務局

それでは、まずお配りしている資料の確認をさせていただきたいと思います。

事前に皆様にお送りした資料なんですけれども、今回の要配慮対策連絡協議会第一部会の第2回の次第ですね。それから、第一部会・第二部会の委員名簿。それから、資料1としまして「救護・支援部活動マニュアル」、ホチキスどめの資料です。それから、資料2としまして、A4横判で「災害時要配慮者の避難支援の流れ及び支援機関の連携体制等(案)」というものが1枚。それから資料3としまして「医療依存度の高い在宅療養者への支援体制について」ということで、A4縦の1枚の資料。それから資料4としまして、「災害時要配慮者対策事業に関する区の取組状況(平成29年度)」ということで、A4縦の資料。これが事前に皆様にお送りしている資料です。

それから、きょう席上配付させていただきました資料が、「災害ボランティアセンターの機能と役割」というA4一枚の資料。それから「杉並区社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを開設します」というチラシの写しですね、がA4一枚。それから参考資料としまして、杉並区保健福祉計画の案。12月1日のパブリックコメント時の関連ページ、抜粋したホチキスどめの資料。これが、今回、席上配付させていただきました。

何か足りない資料等はございますでしょうか。

それでは、まず議題に従ってご説明をさせていただきます。

まず(1)の救護・支援部活動マニュアルの改訂についてということで、資料1をごらんください。これは前回8月に開催いたしました第1回の協議会の際にお示しさせていただいたものなんですけれども、その際に委員の皆様からご意見をいろいろ頂戴いたしまして、内容を少し改正してございます。変更になった部分を中心にご説明させていただければと思います。

まず、10ページ目をごらんください。避難者の健康管理マニュアル。これは、前回お示ししたマニュアルでは、内容がもう少し少なかったんですけれども、委員の皆様から、感染予防のこととかそういったことも盛り込んだほうがいいのではないかというようなご意見を頂戴いたしまして、必要と思われるような内容を、国のガイドラインなどを参考にして、加えさせていただきました。まず10ページ目に関しては、その丸でついている部分ですね。居住環境の整備、それから温度管理、それから手指・口腔の衛生、これは3点とも新たに加えさせていただいた事項です。

それから、1ページめくっていただいて、11ページ。この一つ目の丸の健康状態の聞き取り、これは前回のマニュアルでも載せていたんですけれども、その下の感染予防、これは新たにつけ加えさせていただいた部分です。それから、その下のエコノミークラス症候群、これにつきましては前回お示ししたものに入っているんですけれども、新たにまた掲載をしてございます。

それから、12ページの食品衛生・アレルギー管理、それからその下のトイレ管理、それからその下の、妊婦、産後間もない母子への対応、この3点につきましても、新たに今回このマニュアルの中に加えさせていただきました。

あと、少し細かい部分になるんですけれども、7ページ目の下の丸の救援 隊本体の一覧なんですけれども、これは西荻本隊がちょっと抜けていたと いうのもありまして、修正して掲載してございます。

あとのマニュアルに関しましては、前回お示ししたマニュアルと内容等は変わっておりませんので、以上、変更点についてご説明させていただきました。

はい。事務局からは以上です。

座長

今、前回と比較して変更点の説明がありましたけども、何かご意見、ご 質問はございますか。

私が――感想ですけどね、大変網羅的に具体的にいろいろ整備されて、 それはマニュアルとしては完璧というか、本当によくできているなと思う けど、これを使いこなすのは本当に大変だろうなと思うので、各震災救援 所で訓練なりいろいろ、何というんですかね、自主的なこのマニュアルの 勉強会なりをしっかりやらないと、いざというときになかなかこのボリュームだと大変じゃないかなと思う。

いかがですか。

委員

いやあ、前回も言ったんですけども、やっぱり私も救護・支援部長をやっていますので、身が引き締まる思いでまた読んだんですが、本当に実際にこうなった場合にできるのかどうかという危惧があります。それが一番心配だということ。

もう一つ、これはちょっと別の話なんですが、よろしいですか。

座長

はい、どうぞ。

委員

区で捉えている原簿には二万五、六千名あるわけですよね。で、実際の登録されている方が9,000名強ということで、残りの方というのはもちろん手を挙げて登録はしていないわけですから、区としては放っておくというわけじゃないでしょうけども、やっぱり近所で見ていて、やっぱり登録したほうがいいんじゃないかなという人もいるわけですけども、その辺はどんなふうに考えているかという。まあ、ちょっと話がずれるんですけど。

座長

はい。そうですね。 どうぞ、事務局。

事務局

はい。おっしゃられました、原簿に登載されていてたすけあいネットワークに登録されていない方、約2万人いらっしゃるんですけれども、毎年1月に登録勧奨を一斉に郵送で送付して行っています。実際にことしも1月18日、先々週ですかね、に1万8,000通発送いたしまして、今、新規の申し込みが続々戻ってきているところなんですけれども、この登録勧奨をしたことによって全ての方がまた賄えるわけでもないというふうに思っておりまして、やはり地域の方々の声かけとか、制度を知っていらっしゃる方が誘っていただくとか、そういったことはやっぱり必要になってくるのかなというふうに思っておりまして、特に民生・児童委員の皆様には、ぜひその勧奨を、声かけをぜひしていただいて、一人でも多くの方の登録を募っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

座長

資料4に29年度の取組状況というのがありますので、またその辺は説明があるのかなと思いますけれども。

ほかに。

委員

ちょっといいですか。それで、東日本大震災が起こった後、結構国のほうからその辺の登録、要配慮者に対する取り組みをやっぱり自治体としてやりなさいというのが結構出ているじゃないですか。ここは国からはどんな感じで言われているんでしょうか。

事務局

国の指示といいますか動きとしては、その避難行動要支援者名簿に登載 されている方は、情報提供することを同意してくださいというパンフレッ トみたいなのをつくっているんですね。で、それをもっと広めてほしいというような、一応、国は考えなんですけれども、まさにそれはうちの区で言うたすけあいネットワークに登録してくれという勧奨と同じだと思っておりまして、避難行動要支援者名簿に登載されている方に同意をしろというのは、うちで言うそのたすけあいネットワークということになると思うんですよね。なので、登録勧奨を粘り強く進めていくしかないのかなというふうに思っていまして、できるだけ、登録勧奨を1回するだけではなくて、地域に出向いて、この制度がこういう制度なんだということを啓発しつつ、やっぱり口で、こう、勧奨を進めていかなければいけないのかなというふうに思っています。

委員

わかりました。

座長

よろしいですか。このたすけあいネットワーク制度の未登録者に対する 登録勧奨、あるいはその未登録者という方々をどういうふうに区として認 識していくのかという、あるいは対応していくのかということが結構前々 から問題になっていて。

それで、ちょっと話題は、余談というか若干ずれるんですけども、地域 で孤立している方がいますよね。その孤立している方に、こういうサポー トなり、こういう助け合いというか、あるいはいろいろ援助がありますよ ということをご案内しても、必ず拒否する方がいるんですね。要らない と。そういうものは要らないんだと。そうして、お一人で亡くなっている のを後で発見されるということが結構あるんですね。私の高井戸の近くの 団地では12月に2人ありましたね。2人。12月に2人ですよ。その方々はやっ ぱり拒否するんですね。いや、人の助けは要らないと。自分は助けは要ら ないんだと。もうはっきり拒否する。かかわらないでくれと。で、何日か 後に、あるいは1週間後に亡くなっている状態で発見されているという方が ちょっと12月に2人もありましたので、私自身も非常にショックだったんで すけれども、そういう方にどういうふうに、例えばこういった制度がある から登録したらということを勧奨する。その辺の難しさというのはずっと 地域であると思うので、それは、かといって全く無視するというわけにも いかないでしょうから、その辺のバランスといいますか、難しいと思いま すけども。

いかがですかね、今。

委員

やっぱりよくわかっていない方もいらっしゃると思いますけど、今言ったように拒否する方もやっぱり多いんですね。そんなの要らないよという人がなかなかいるので、その辺を今おっしゃったように、どのようにしてそれを認めさせるというような、何というか、そのようなことが大事なのかなと思います。それをやっぱり私たちがやるのか区のほうで何とかやっていって、その辺の方法が何かあればいいかなと思いますけども。

座長

いかがですか。 どうぞ。

副座長

私ども、今、勧奨という話をさせていただきましたが、座長のほうから話があったように、たすけあいネットワークの申し込みをしていただいたんですけれど、ご家族のほうから、いいですというような事例もあったりします。先ほど拒否されるというお話もありましたけど、相互にみんなで助け合おうという思いを伝えている中でも、やっぱりご家庭の中で何らかの事情があって、登録はいいという方がいるというのもやっぱり現実かなと思っています。

我々としては、もちろん勧奨していく中で、やっぱりこういうことが必要なんだよというのを伝えていく努力はしてはいますが、例えば、地震が起きたときに、どのぐらい災害、延焼するということをお示しする地震被害シミュレーションを独自に行いましたが、災害が現実に起きたときに、皆さんのところでどういうことが起こるのかということを具体的に示したり、PR用のチラシのつくり方についても、もし万が一のときはやっぱり助け合わないと難しいということを皆さんにもわかってもらうような周知方法なんかも努力していく必要はあるかなと思っています。

ただ、全体の周知は我々もできるところではありますが、やっぱり地域の皆様の力もおかりしながら、地域の中での見守りの中で、ここのご家庭はちょっと心配だなと思うときには、この間もやってきていただいておりますが、声かけなど、できることをお互いにやっていけたらなと思っていますので、今後ともご協力のほうをお願いいたします。

座長

ありがとうございました。何かご意見があれば、いかがでしょう。

委員

私、いつも思うんですけども、災害が起きたときは皆一緒な条件だと思うんですよね。だから、要配慮者だけを優先するということじゃなくて、 やはり災害は一つで、いろんな組織をつくっちゃうと、どの組織に対応していいかわからなくなっちゃうと思うんですよね。

例えば、私、町会から参加しているんですけども、町会であれば、じゃあ、震災だから学校に行こうという途中でもって、家が倒れて人がいるということであれば、それを先に助けなくちゃいけない。要配慮者まで行かないと思うんですよね。だから臨機応変に対応していかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうなんでしょう。こういう組織をつくって、人を置いておいて、そっちに行くというのはなかなか、後回しになっちゃうと思うんですね。

座長

当然、臨機応変に対応していくということは必要だろうと思うんですよね。杉並区はやっぱり広いですから、会長がお住まいの地域と、例えば和田とか方南のところというのは、全然、立地条件というかいろんな環境が違いますので。私が仕事をしている高井戸なんかはオープンスペースがたくさんありますから、大丈夫じゃないかなと思うけど、やっぱり住宅が密集している阿佐谷とか高円寺になると、そうはいかないと思うんですよね。いろいろご苦労が多いだろうと思う。

いろいろ経験から、どうでしょうか。

委員

そうですね。逆に登録している方で、ええっ、この人が登録しているのという方もいらっしゃいますし、家族の中で当然いいだろうという方もいらっしゃいますよね。やっぱり地域の中に、本当にそういう意味ではなかなか目の届かないというのは、やっぱり地域とか民生委員さんが小まめに見ないとわからないことだと思いますよね。だから、できる中でということになると思います。

座長

そうですよね。例えばこのマニュアルね、こういう5種類あるわけですよね、救護・支援部活動マニュアルとか。例えば具体的にこれを運用していくというか使っていくときに、震災救援所でどういうふうにすれば効果的、効率的にできるかというような、その辺はどういうふうにやられているんですか。

委員

やっぱりその部によって打ち合わせをしながらということになるかと思います。

私、それで一つ思っていることがあって、たまたま私どものところは木 密地域ということなので、発災後に立ち上げるのは、まず自分たちの町会 の中で火災を未然に防ぐという意味では、震災救援所の立ち上げというよ りも、町会内のやっぱりそういう確認というか、火災の確認ですよね。で すから、配慮者の安否確認はかなりずれると思うんですね。で、震災救援 所を立ち上げるのは、区の所長さんがいらっしゃいますよね。所長さんを 中心に担当があって、その方たちがどこまで立ち上げをしてくれるのかな というのが前からちょっと思っていることがありまして。

ですから、ちょっとおくれて各町会の震災救援所の役員が入ってくることになると思いますので、その辺をどこまでというのがちょっと知りたいんですよね。

座長

ああ。それはいかがですかね。

防災課長

そうですね。職員のほうも初動班がおりますから、それが立ち上げに行くと思いますけど、ただ、それだけでは4人とかですので、やっぱり地域の方と一緒に立ち上げないと、行政だけに任せて立ち上げてというのは難しい、現実的には難しいと思います。

ただ、震災も、さっき座長が言われたように、その場所によっても違いますので、被害の多い――初期火災がいっぱい起きたところは、まずその初期火災を、今、委員が言われたようにやっていかなきゃいけないと思いますし、高井戸地区でそんなに火災もなかったよというところであれば、なるべく早く震災救援所へ来て、一緒に立ち上げをしていただければいいかなというふうに思いますけども。

座長

そういう意味では、本当に臨機応変に、その状況に合わせて判断して、 実行していくみたいな形になる。

委員

はい。そうすると、震災救援所ごとに担当の所長さんなり職員の方と、じゃあうちの震災救援所は例えば所長さんが来てどこまでやってください

ますという、個々に打ち合わせというか検討をしておいたらいいんでしょうかね。

座長どうですかね、その辺は。

防災課長 個々の検討は必要ですけど、本当にやっぱり震災規模が違いますので、

やっぱりもう……

委員 話をしたことがないんですよ、所長さんと。

防災課長
ああ、そうですか。それはちょっとやっぱりコミュニケーションをとっ

ておいていただいたほうが。本当は所長のほうが会長さんなり皆さん地域の方にアプローチしなきゃいけないと思うので、十分なコミュニケーショ

ンをとっていただければと思います。

委員 わかりました。

座長
あれですか、所長は区の職員ということなんですか。

委員 そうです。

座長 その所長とふだん顔を合わせる機会がないということですか。

委員 ふだんというのは、こう、定例会みたいなのはございますけど、そのと きぐらいですよね。だから、かわったりすると、何かきちんと引き継ぎが

ないと、ちょっと難しいのかなという印象がありますけど。

座長なるほど。はい。

防災課長 大体どこの救援所でも、大体9月から11月ぐらいに訓練をやるんですけど

も、その前に、もう7月ぐらいから、二、三回打ち合わせをしながらやって いきますので、その中で、年4回ぐらい会えると思いますので、そこでコミ

ュニケーションをとっていただければなと思いますけども。

委員
そうですね。ええ。そういう話を、具体的な話をしたことがないもので

すから、今度やってみます。

座長 そうですね。役所の職員はどうしても異動があるので、地域でずっとそ

こに張りついているということじゃないのでね。でも、所長になる職員の問題意識とか自己啓発、こういった救護とか支援とかについての自己啓発とか、そういうことを区としてはしっかりやってもらいたいなと思うんで

すけどね

委員 そうですよね。ここまでやっておくよということがわかれば、非常に私

たちも何か動きやすいというか、そういう気がします。

座長

はい。

いかがですか。いろいろ意見、現場で。

委員

私のところの救援所の所長さんは女性の方なんですけど、もう4年ぐらい やっていただいて、すごくコミュニケーションがとれていまして、すごく 熱心にやっていただけます。井荻中学校なんです。

座長

ああ、井荻中。

委員

はい。すごく事前の打ち合わせもよくやっていただけますし。ただ、一番心配なのは、町会の役員の方たちが結構お年の方が多いので、いざ発災した場合に、ご自分の世話をしてからじゃないと来れない。それから、場所に駆けつけていただけるかどうかちょっとわからない方も。一生懸命やっていただいているんですけど、そんなことを言ったら申しわけないんですけど、そういう方もいらっしゃいますし。で、私の家から井荻中学校まで行く間に、私立の幼稚園、保育園、それからすだちの里さんがありますし、その間でまたお手伝いしなきゃいけない部分もありますし、鍵も預かっていますので、開けなきゃいけないというその責任感もありますのでね。その辺がちょっと、いざとなった場合にどういうふうに対応したらいいかなということで。

座長

わかりました。

いかがですか、今、話を聞いていて。

委員

神明中学校の震災救援所のほうは3町会で、うち以外にあと二つの町会とでやっているんですけれども、逆に割と今若い人が入ってくれていて、ちょっとこういうマニュアルとか、勉強する機会ももうちょっと必要だなというのは思っているんですけども、若い人なので、このたすけあいネットワークとかが余り身近でないんですよね。その支援自体のこと自体も、もっと共通の認識が持てるような連携もしていかなくちゃいけないかなとは思います。

実際は今、毎月1回本部会というのを設けて、15人ぐらいですかね、10人から15人ぐらい集まって、とりあえずはまずは本部の人が例えば投光器ですとか、そういったものも、みんながさわってまず扱えるようにしようという、その部署ごとだけじゃなくて、どの人もできるようにということを今やっているんですけども、これが終わると、次は救護・支援部のほうの、そういう本部会でちょっと勉強会をやろうということになっているので、もしかしたらちょっとどなたかに来てお話を伺う必要もあるかなと思うんですけども、若い人がいてくれるのはありがたいなとは思うんですけれども、実際にはどこまで連携がとれているのかなということが心配ではあります。

座長

いかがですか。天沼でしたよね。

委員

はい。今の町会と震災救援所の関係なんですけど、とりあえず震災救援 所に行く人と町会に残る人を分けています。基本的に。ですから、震災救 援所に行かなくちゃいけない人は震災救援所、町会に残る人は町会に残る というふうに、まず一つ分けて。

もう一つ、ちょっと話題が先ほどの、12月に亡くなったという話がありましたけど、天沼でも1人やっぱり亡くなっているんですよ。やっぱり登録されていない。ケア24をやっぱりボイコットされていたんですけど、やっぱりちょっと近所の方が、様子がおかしいというので、警察を呼んで鍵を開けて、そうしたらベッドで倒れて。で、金曜日だったと思うんです。土日があくので、とりあえずケア24の方に来ていただいた。やっぱり土日はちょっと面倒を見られないのでと、通報した方がその間面倒を見た。で、月曜日にお医者さんに連れていったんですけど、やっぱり1週間か10日後に亡くなったという話。

で、きのうかおととい、ちょっと会合が、防災課長に出ていただいた。 民生委員の方と話をしたんですけど、おたっしゃ訪問のときにもう少しき め細かく情報をもらえたら、民生委員がそういう未登録のところにも行く ことができるんだけれどもという話をされたんですけれども、要するに近所で探せと言われても、やっぱりなかなか難しいところがあって、区のほうで、もうちょっとそのあたりの情報を開示して、民生委員でいいと思うんですけども、で、おたっしゃ訪問のときに、未登録を含めてもう一度再確認するようなことができないのかなという話をされたんですけれども。

座長

ああ、なるほど。その点についてはどうでしょうか。

事務局

はい。今、委員がおっしゃられたように、今年度から、おたっしゃ訪問の対象者に、たすけあいネットワークのチラシを入れることにしたんですけれども、思ったより反応が薄かったんですね。なので、来年度になるんですけれども、チラシを挟み込むだけではなくて、申込用紙と、あと返信用の封筒も一緒にお配りして、申し込みがしやすいような形で啓発を使用と思っています。まあ、おたっしゃ訪問で訪問する方は、基本的には健康で特に支援の必要ない方なんですけれども、やはりそういう方々もそういう孤独死とかそういう危険性は持っていると思いますので、ぜひ、その登録をしていただきたいという思いで今年度からその勧奨を始めているんですけれども、民生委員の方にその辺の啓発をご協力いただけるように、ちょっと依頼していきたいと思っております。

座長

いかがですかね。今の話をお聞きになっていて。

委員

安心おたっしゃ訪問で行ったときに、私たちケア24も、介護保険につながっていない方とか、そういった方にご訪問させていただいている感じになるんですけど、そういう方にお勧めをするんですけど、さっきのお話じゃないんですけど、やっぱりちょっと、まだいいわみたいな方がやっぱり多いなというのは正直な感想のところですかね。ただ、そういうところで毎年やっぱり行って勧奨するというところが、一つやっぱり必要なのかな

というふうには思っていて、1回断られたから、もう来年は勧めないわではなくて、気にしているんだよというところを発信し続けるというんですかね、そういうのはやっていきたいなというふうに思っています。

座長

ありがとうございました。 どうぞ。

委員

よろしいですか。きのう実は餅つきがあって、終わって帰ってきたら近所の方から電話が入ったんですよ。これは81歳の方から電話があって、81歳の方が、隣のおばあさんは92歳なんですけども、ちょっと面倒を見ているということで、区に、ちょっともう動けなくなったという話があったんですね。動けない。だから、私すぐ行こうかと思ったんだけども、電話をしたら、大丈夫ですよと。これは支援を受ける、さっき言われている力が弱い人というか、拒否ではないんですけども、けさはもう早速ケア24に電話して対応をお願いして、行こうかどうかといってまた電話をしたら、元気ですと言うんですよ。薬を飲んで元気になったという人なんです。さっきから出ている安心おたっしゃ訪問というのは、民生委員とケア24と分けているんですよ。どちらかというと、民生委員のほうが元気な方が。まあ、高齢者の方ですから、現に元気といったって、いつどういうふうになるかわかりませんけども。

だから、その結構行っている安心おたっしゃ訪問で5月に回るところの人というのは、そのときは元気かもわからないけどもいつどうなるかわからないということで、丁寧にやっぱり進めていくというのはやっぱり必要でないかなと思うんですよね。

座長

そのとおりですね。

委員

ええ。だから、いい参考になるかどうかわかりませんけども、周りで見守らなきゃいけないというのは、これは民生委員だからどうのこうのじゃなくて、やっぱり地域の町会の力なんかもやっぱり必要だと思うんですよね。だから、日ごろのやっぱりおつき合いが一番大事じゃないかなという感じはいたしますよね。

以上です。

座長

今話を聞かれてどうでしょうか。

委員

はい。実際に震災があったときの救援所の立ち上げについてはやはり不安があるんですけども、その初動が非常に重要だと思うんですけども、そのときに未登録者の方々にどう伝えていいのかわからないですけども理解していただきたいのは、未登録者の方だからといって見捨てるわけにはいかないので、未登録者の方が多いことが初動をおくらせてしまう可能性も高いという、言い方によっては乱暴になってしまうので、逆に反発を買いかねないんですけども、例えば雪道で備えのない車が走ればスリップして渋滞を招いて、ややもすれば大事故につながるというようなこと、周りの人が未登録者の方たちによって巻き込まれるというか、その初動をおくら

せてしまうというような可能性もあるので、周りの人たちのためにも登録 していただきたいというようなところを丁寧に説明して理解していただけ ると、増加につながらないかなと思いました。

座長

ありがとうございました。

私の感想なんですけど、この二、三年前から区が保育の待機児問題に物すごい力を入れてPRをして、区長が先頭に立っていろんなことをやりましたよね。あのぐらいの、というと大変失礼なんだけど、必ずこの都市型災害というかこの大地震は来るわけだから、もう、1回、あのぐらいの熱意とこの総力、区役所の総力を挙げて、こういう減災対策というか、要配慮者対策にこれだけやっているんだということを示していくと、登録者も私はもっとふえるんじゃないかなというふうに思うんですね。登録者がふえればいいというふうには確かに思わないんですけれども、やはり地域の支え合うあるいは助け合うという地域力を高めるためには、やっぱり区長が先頭に立って、という、もう田中区長に別にそうリクエストするわけじゃないんだけど、そういう、も長が先頭に立って、地域力をもっと高めようというようなキャンペーンをもっと力を入れてやってもらいたいと思うんですよね。

今、だって、地域では町会がもう立ち行かないみたいな地域が現実にあるわけですよ。それに、町会は自分の中できちんと、弱い人というか助けが必要なことを知っているから、そこをまずやらなきゃいけない。こういう要配慮者で登録されているところまで本当に短時間で行けるのかみたいな、やっぱりそういうことは現実的にあるだろうと思うので、そうすると、やっぱり地域力ということがやっぱり根本にないと、なかなか難しいのかなというふうに思いますのでね。

そういう意味でも、もう少しこのたすけあいのネットワークに登録者をもっと入れるという一つのキャンペーンでもいいから、もっと大がかりに、いろんなメディアを使って、職員もいろいろな職員がかかわってやるというところで、そういうアピールをしていけば、こういうものがあるんだ、こういうところに行けばこういうメリットがあるんだということが、区民のいろんな分野の方に伝わっていくんじゃないかと思うので、それはもう諦めずに、ぜひやってほしいなというふうに思いますね。

とりあえず皆さんにいろいろお聞きしたんですけど、マニュアルについてはいかがでしょうか。この、きょう改訂版ということで示していただきましたが、これでよろしいですかね。これをどうやって使いこなしていくかというところが課題ですけれども。

じゃあ、議題の……

委員

その前にちょっといいですか。

座長

はい。どうぞ。

委員

震災救援所に登録された方の名簿があるんですね。それは一応民生委員の方しか見ちゃいけない、見れないということで――いや、そういうふうに言われ、個人情報なので見れないということを私は聞いて、そうしまし

たら、私は区でやった個人情報の講習会に出たんですね。それで、ああ、それならいいわよと言われたんですけど。私、一応、会長をやっていたんですけど、あなたは見ちゃいけないのよと言われたんですよ。それはね、非常時で見ちゃいけないというのはおかしいんじゃない。いや、これは民生委員しか見れないんだというふうに、いや、そういうふうにうちのほうでは言われたものですからね。だから、非常の場合はどうするのと。ね。その辺を、だからもう少し、まあ個人情報かもしれませんけど、もう少し震災救援所の役員をやっている何人かは把握しておかないと、いざとなった場合に、どなたがそういう急を求めているのかわからないわけですね。その辺をもう少し、個人情報の縛りはあるでしょうけど、もう少し緩やかにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

座長

その点はいかがでしょうか。

防災課長

はい。やはり杉並区は個人情報、ほかの自治体に比べて厳格にやっているところでございますので、平常時はやっぱり鍵がかかっていて、民生委員さんとその個人情報の研修を受けた方以外は見ちゃいけないと、これはもうちょっとルールになっていますけども、じゃあ、もういざ発災したときに、やっぱりその一緒にやっている方が見るのは、もうこれはもう緊急避難的にはやむを得ないかなと思うんですけど、やっぱり平常時はちょっとやっぱり枠をつくらせていただきたいなというふうに思います。

委員

すみません、よろしいでしょうか。

座長

はい。どうぞ。

委員

非常時にやっぱり安否確認に行くときに、地域のとにかく動ける若い人たちにお願いするわけですよ。で、行ってもらうわけですけど、そのときにもちろん個人情報を受けていなくても、やっぱり行ってもらわなきゃいけないわけで、そのときに、こうこうこういうわけなのでと説明すれば、行ってもらっていいんですよね。

委員

大丈夫です。

座長

どうぞ。確認、今の。

防災課長

それは平常時の話ですか。

委員

じゃなくて、非常時です。

防災課長

発災時。発災したときは、もうちょっと緊急避難であれば、それはやむ を得ないと。

委員

名簿を出して、地図を出して、こちらに行ってくださいというときに、やっぱりそれは開示しますよね。これ、お願いしますと。

防災課長

震度6の地震で、あちこちもう杉並区内、家が倒れていて火災も起きているというときであれば、当然それはもう、はい、やむを得ない。

委員

そうですよね。で、後で回収するとすれば、それでいいんですよね。

防災課長

そうですね。ただ、普通の訓練のときは、ちょっとそれはやっぱりお見せできないということで、お願いしたいと思います。

委員

もちろん。はい、承知しました。

座長

よろしいでしょうか。

委員

それから、さっきの未登録の件なんですけど、どちらかというと集合住宅で高齢者の方が多いんですよね。一軒家にお一人というのは大体もう昔からいる方で、大体近所の方はわかるんですけど、集合住宅で高齢でいると、ちょっとその辺が見落としがちだなと思っています、私。

座長

うん、そうですね。私が12月に亡くなっている方が2人出たというのも都 営住宅ですね。

委員

やっぱりそうですね。

座長

そういうわけで、それでは続きまして、人的な支援体制の確保について の議題に移りたいと思いますが、じゃあ、事務局のほうから説明をお願い します。

事務局

はい。それでは、資料の2をごらんください。これは8月の第1回目の協議 会のときにお示しした資料にご意見をいただいたこと、あと、その後動き があったことについて加筆をして、今回お示ししております。

基本的には福祉救援所の運営が人手が足りないというようなところから、この課題が浮かび上がってきたんですけれども、実際に発災、災害が起こったときには、福祉救援所だけではなくて、第二次救援所や震災救援所にもそういう福祉専門職の人手というのは必ず必要になってくるというようなところから、福祉救援所を中心としてこの図はお示ししていますけれども、そういった視点でちょっとごらんになっていただければと思います。

今年度課題としておりました、右側の真ん中の四角の星印が書いてある 区内関係団体・民間事業者等との協力体制の構築ですね。これにつきまして、前回の協議会等で、相手方としてふさわしい支援機関はどこだろうというような話で、通所介護事業者連絡会の方と事前に打診をしたところ、ぜひ協力させていただきたいというようなご内諾をいただきまして、今後どういった体制、また、どういった協力体制を構築できるか、詳細を連絡会の方々と詳細を詰めていきたいというふうに思っています。

で、いろいろ、第二部会のほうは、訪問看護ステーション連絡会とか訪

問介護事業者協議会とかの方々も参加されているんですけれども、やはり 在宅に進む方のそういうフォローも当然その方々はしていかなければなら ないということで、今回はとりあえず通所介護事業者連絡会の方とそうい った災害時の応援体制について詳細を詰めていきたいというふうに考えて おります。

また、一番下の区災害対策本部・救援隊本隊の中にある星印で、(仮称)福祉救援所支援班の設置というところで、これは地域防災計画の改定に向けて組織の見直しを図っていく、防災課と調整しながら図っていく予定なんですけれども、その中で、その福祉救援所支援班というような役割の部署を設置するような形で、今後調整していきたいと思っております。

一応、地域防災計画は再来年度になる、32年度くらいの改定――まだ確定ではないんですけれども、32年度ぐらいに見直しを図るというような一応方向で、各部署の役割、それからマニュアル化とか、そういったことも検討していきたいというふうに思っております。

あわせて、参考資料としてお配りいたしました杉並区保健福祉計画の 案、こちらもごらんいただければと思うんですけれども、これは災害時要 配慮者対策に関連するページを抜粋してお示ししてございます。1枚めくっ ていただいて、下のページ番号で言うと13ページと書いてあるページなん ですけれども、重点的に取り組む項目として五つのテーマをお示ししてい るところなんですけれども、テーマ5に、災害に備えた体制づくりを支援・ 推進し、区民の安全を確保するということで、重点的に取り組む項目とし て掲げております。

1枚めくっていただいて、22ページですね。ここにテーマ5の具体的な取り組みをどうしていくかということを掲載してございます。その具体的な取組の一つ目の丸に、「地域が一体となった要配慮者の支援体制づくりを推進します」と。それから二つ目の丸が、「民間事業者等と協力し、地域における支援体制を強化します」ということで、民間事業者の方とも協力体制を構築していくということで、保健福祉計画にも一応明確化させていただいたところです。

で、具体的な取り組みとしては二つ、2枚めくっていただいて、37ページ、38ページに災害時要配慮者対策の推進ということで、細かくどういった取り組みを進めていくかということを掲載してございます。

それから、後ほど説明させていただきますけれども、次の65ページ、66ページに、災害時の医療のほうの体制の充実ということで、こちらも計画の中に明確化させていただいたところです。

以上、一応参考資料としてお示ししているのでご説明させていただきました。基本的にはその資料2をごらんになっていただきまして、今後、関係団体と詳細を詰めていきたいというふうに思っております。

それから、その関係団体の一つに杉並区の災害ボランティアセンターが、これは人的な支援体制の確保のためには欠かせない組織だと思うんですけれども、ボランティアセンターのほうもいろいろと最近動きがございましたので、きょう社会福祉協議会のほうからご出席いただいておりますので、ボランティアセンターの役割と、それから最近の動きについてご説明いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

座長

では、どうぞ。

杉並区社会福祉協議会地域支援課長

はい。ただいまご紹介いただきました杉並区社会福祉協議会の地域支援 課長の兵藤といいます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは席上に2枚、A4の表裏と、災害ボランティアセンターを 周知するための、これは総合震災訓練等を日常的に区民へ配布する災害ボ ランティアセンターのPRチラシということでつくっておるもので、それ をお持ちしました。

では、簡単にA4の表裏のほうの資料をごらんいただきまして、説明をさせていただきます。

災害ボランティアセンターの機能と役割ということで、地域防災計画からということで、区と杉並区社会福祉協議会は、平成17年6月28日に災害時におけるボランティア活動に関する協定というのを締結しております。これによって、私ども杉並区社会福祉協議会は災害発生時に災害ボランティアセンターを立ち上げるということで、協定上の一応設置場所なんですが、現在は私どもが入っておりますあんさんぶる荻窪、4月以降はウェルファーム杉並という、天沼のほうに移転の予定ですので、そちらのほうでという形で、改めて協定の締結のし直しという形で区と話し合って予定をしております。

災害時というのがまた協定上一応記されておるんですけども、17年当時に締結した協定上の文面には震度6弱以上というちょっと表現があるので、ここもちょっと、6弱ということも、改めてちょっと協定の見直しの際に、5強かなというようなところでは、また、実際にはその都度、区が災害対策本部を設置したり、必要があるということで協議があれば、それによって立ち上げるという想定で準備をしております。

具体的にその協定の中で記されている活動内容というところでは、(1)から(5)ということになりますが、資料の2の福祉救援所、震災救援所の支援というところでは、災害ボランティアセンターに来ていただいた専門職を含めたボランティアの方々に、要請によって必要なところに派遣をして、災害の復旧活動に従事いただくというような形のコーディネートを行うというのが災害ボランティアセンターの目的となります。

で、次の「災害ボランティアセンターとは」というちょっと説明書きがございます。下の図を見ていただければおわかりですが、いろんな関係機関、また支援団体等、連携をしながら、被災された方、もちろんそれの避難場所も含めて、そういう必要とするところと支援をしていただけるボランティアの方々との間に入って、コーディネートを行うのが災害ボランティアセンターということで、最近の、災害が発生すると、マスコミ等も早々とこのような取り組みを取材して報道いただきますので、できるだけ杉並も早目の対応というようなことでの、立ち上げは最近では3日目、4日目あたりが多くなってきておりますが、それも3日目に開設しますというような形の情報発信だけは、例えば発災直後から早目にそういうような情報を出すことが、やはり支援をいただけるような方々の集まりを促すことになりますので、できるだけそのような形をとっていきたいというふうに考えております。

裏面のほうに行きまして、ちょっと書いてあるところは読んでいただけ

ればおわかりになるかと思いますので、災害ボランティアセンターの機能というところでは、そこに記させていただきました七つの機能というところで、コーディネートはもちろんですが、区ともちろん連絡をとりながら、被災状況を把握して、できるだけその被災された方の困りごと、ニーズに寄り添うような活動に、早くから従事いただけるように調整をするために、さまざまな情報を集める。また情報発信をする。また支援が長期化していく中には、その段階段階によって被災者の支援のプログラムも、支援団体等の持っているいろんな能力を最大限に生かしながらプログラムをつくるなどの工夫なども、積極的に行うというようなことを考えております。

最後に、社協における平時の取り組みというところでまとめさせていただいたところが4点。災害ボランティアセンターの運営スタッフ、社協の職員だけでは当然無理なことは最初から承知しておりましたので、25年度から、東日本大震災の教訓にということになりますが、25年度からスタッフ養成講座というのに取り組んで、今年度で5期になりました。100名を超える受講生が今までに受講して、幸いですが、27年度には1・2期生を中心に「杉並災害ボランティアの会」というのが結成され、また今、運営講座等、訓練、さまざまな場面で災害ボランティアの会の方々にはご協力をいただきながら、いろんな平常時の取り組みを進めさせていただいています。

毎年、あと訓練も、立ち上げ訓練を行っておりまして、今年度は1月、今月ですね、1月8日の月曜日、セシオン杉並で実施をさせていただきました。今年度は初めて震災救援所運営連絡会や、積極的に民生委員さんにも参加を呼びかけさせていただきまして、106名の参加をいただいて、かなりリアルな想定をちょっと考えまして、実施させていただきました。

その次が、災害ボランティアネットワーク連絡会というのが今年度やはり立ち上げたものでして、平常時からさまざまな団体、行政も各機関等お声をかけさせていただいて、今年度は準備会という形ですが、11月に一度会合をして、それをさらに来年度から定期的な協議の場にして、災害ボランティアセンターにかかわるいろいろな情報、課題を共有して、それを、課題があれば解決に向けた協議を進めていこうということで取り組んでおります。近隣の社協との災害ボランティアセンターの相互協力の協定を結んだり、先進地区の視察ということなども取り組んでおります。

最後に、災害ボランティアセンターの周知PRというのはチラシの配布などですね。ホームページ等でも積極的に行っていくということで、できるだけ、ないことが望ましいですが、発災時に対応できる実践に近づけた取り組みを、平常時から心がけていきたいというふうに準備をしております。

はい。以上です。

座長

ありがとうございました。

人的な支援体制の確保についてという、この議題については、説明は以上ですか。

事務局

はい。

座長

何か、今の説明を聞いてご質問やご意見があれば。

ボランティアというのは、もうどこの大きな災害でもそうですけど、もうすごい数の人たちが来ますよね、全国から。例えば杉並だったら、杉並区はいろんな交流都市とか、そういう都市の連携もあるし、全国からの出身者が多いから、杉並の人を助けようみたいにして、それこそ何千人と来るわけですよね。それを天沼の1カ所でさばくんですか。

杉並区社会福祉協議会地域支援課長

はい。それについても、また、先ほど平常時の取り組みでご説明しました災害ボランティアネットワークの連絡会で、今後、杉並区内は広いですので、サテライトの場所、また区内の被災状況によって、どこに設置して、どのような人の流れを考えるかというようなことも、ぜひとも平常時から、いろんなパターンをシミュレーションで考えながら、考えていきたいなと思っております。

座長

それは社協の何係。何課。総務課がやっているの。

杉並区社会福祉協議会地域支援課長

所管は地域支援課のボランティアセンターが所管になります。

副座長

これは、区も一緒にやっていく話でして、社会福祉協議会と保健福祉部管理課のほうで連携をとりながら、防災課にも相談をさせていただいております。ただ、部会長がおっしゃるように、ボランティアがたくさん来たときって、オープンスペースが必要です。大きな原っぱなどにテントを立て、そこで受け入れという形が今後出てくると思いますので、あくまでもウェルファーム杉並は本拠地としつつ、実際のボランティアさんの人の流れというのは、防災課と相談しながらオープンスペースを確保して、そこでボランティアを受け入れていくという形で組み立てができたらなというふうに、今、検討させていただいています。

座長

いかがですか、今、説明をいろいろお聞きになって。どうぞ。

委員

ああ、ごめんなさい。大勢来たからといって、それを受け入れるということは皆さん嫌がって、来なくていいとか、見回りもそうですよね。信用がないから来なくていいというので、やはり信用がある方の紹介とか、それから制服ですね。そういうのがあれば制服を着るとか、そういうことをして、いかに信用させるかということを周知することが大事じゃないかと思うんですよね。それで、その周知をしたことによって、ああ、こういう人たちが来たんなら安心だなというので、見守りも掃除も、そういう寝たきりのところも訪問できると思うんですよね。それができなくて、今、ひょっとすると、泥棒もいるということですね、一定。片づけるふりをして泥棒。だから、私、杉並の下井草のほうなんですけど、一戸建てが多いてすよね。だから草むしりなんかも、もうしなくていい。戸を開ければ、ひとり住まいなんか、もうごみだらけ。それからそういうのを見せたくないという人もいるんですよね。だから信用がある人がいけば、それを受け入

れてくれるんで、ただ、ボランティアでよそから集めた人を回したのでは、だめじゃないかというふうに思います。それで、町会の隣近所が一番大切かなと。それに力を入れるほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますけど。

座長

ありがとうございます。 ほかに何か。 今の点はどうですか。

杉並区社会福祉協議会地域支援課長

そうですね。委員がおっしゃられることはもう十分に、私も経験上、中越地震の際にもそうですし、実際に最近では熊本地震でも火事場泥棒と言われるような。ただ、それはボランティアということ、イコールボランティアじゃなくて、そういう場に、やはりパトロールが地域のほうでやっていただいていても、やはり避難されている方があってというところで、そういうようなパトロールにも逆にボランティアが積極的に。ただし、身分証明書等、そういうものを提示していただいたからって、必ずしもその方々がそういうことをやらかさないというわけではないですので、あくまで性善説に立って、そういうときにも駆けつけてくれるありがたい人材というところでは、大変、性善説に立って運営していくというのが災害ボランティアセンターになってしまう。まあ、今も日常のボランティアセンターもそうなんですが。はい。そのようにご理解いただければと。極力職員はそういう場に携わりながら判断はしていきたいとは思っておりますが。はい。

委員

すみません。信用させるということは難しいと思うんですよね。だから、例えば区でもって、一番簡単なものとすれば、鉢巻きだとか、何というんですか、この……

座長

腕章。

委員

リボン、腕章とかね。そういうものを大事なものとして与えたらどうかね。それで、誰が見てもそれはいい、にせものをつくれないというかな、これを巻けば杉並区のだよと。その人が来れば杉並区から頼まれた人なので安心だという、そういうことが徹底できれば、この、突然に行っても、そういうのを見せれば。何というんですか、身分証明書じゃ、もう読めるかどうかもわからないし、もういろんなのをつくれるし、判子でもつくれるし。そういうのじゃなくて、何かそういうのができればいいかなというような思いがします。

座長

はい。ありがとうございます。 どうぞ。

杉並区社会福祉協議会地域支援課長

そのような災害ボランティアセンターから来たというあかしというところでは、まだ100着しかちょっと、昨年度末ちょっと余り十分予算がとれなかったんで、ビブスという、「杉並区社会福祉協議会」という私どもの組

織名と、「災害ボランティア」という表示が背中にされたビブスを用意しております。ですので、災害ボランティアセンターを通ってきた人だというあかしといえば、そういうちょっとビブスを災害ボランティアセンターの運営では準備しております。

座長 どういうものですか。

副座長ベストみたいな。

委員 そういうのがあればね。徹底してもらったほうがいいですね。せっかく

あるんならね。

核並図社会福祉協議会地域技運長 できるだけ、今後、区の支援をいただきながら、数多く用意して。

委員 それから、震災救援所に1枚でも2枚でも見本として配っておけば、これ を着てきた人は、もう社会福祉協議会から来たんですよという安心感がで

きると思うんですね。

杉並区社会福祉協議会地域支援課長

/はい。

座長はい。ぜひ参考にしていただいて。

ほかにいかがですかね。今、この人的支援ということで、区内の関係団体、民間事業者等の応援のところで、通所介護事業所連絡会のそういった協力体制、この通所介護事業者というのは、デイサービスの。幾つぐらい

あるんですか、区内に。

事務局 今年度から何か会員制にするという話を聞いておりまして、今42カ所…

座長 42カ所。

事務局 42法人になるのかな。あるとおっしゃっていました。あと、ふれあいの

家ですね。なので、法人が違う事業者の集まりですので、どこまでその協 定内容を細かく、その協力体制を細かく構築できるかというのは、これか ら詳細を詰めていくんですけれども、できましたら協定の締結のような形

で構築できたらいいかなというふうには思っています。

座長はい。何かご質問やご意見はありませんか。

(なし)

座長 じゃあ、一応資料2のこの連携体制等の案については、一応了承というこ

とでよろしいでしょうか。

(了承)

座長

じゃあ、そのようにさせていただきます。

じゃあ、続きまして、医療依存度の高い要配慮者の支援について、資料3に基づいて、事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局

この資料に関しましては、所管が健康推進課のほうになりますので、健康推進課の日暮課長のほうからご説明いただければと思います。

座長

はい。じゃあ、よろしくお願いします。

健康推進課長

じゃあ、私のほうからご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。

すみません。最初にちょっと訂正なんですが、5行目のところに「高い在 宅療養者約1,100」と書いておりますが、これは約120名の間違いでした。 おわびして訂正させていただきます。

座長

1,100が120になるんですか。

健康推進課長

これ、登録者のうちという意味ではなく書いてしまったものですから、 登録者のうちには大体120名ぐらいというところでございます。

それでは、改めまして、資料のほうのご説明をさせていただきます。

医療依存度の高い在宅療養者への支援体制ということでございますが、まず現状でございますが、今お話に、何件か出ました。地域たすけあいネットワークに登録されているのは約9,000名の方が登録なさっていると。そのうち、いわゆる医療依存度の高い、ここに何点か例示が出ていますが、人工呼吸器をお使いの方とか、人工透析とか在宅酸素療法をお使いの方とか、そういう方、医療依存度の高い方が約120名ほどいらっしゃるというふうになっておりまして、この方たちが災害時、私どもが想定するに、なかなか震災救援所に避難することが難しい方も少なくないのではないかなと思っています。その場合、自宅で、当然ご自身のお持ちになっている酸素呼吸器とか、もしくは透析なんかであれば、その、何というんですか、電源を使ったものはあるんですが、ただ、災害時にそれが十分かというと、なかなか難しい点もあるというところを踏まえまして、私ども各地域の保健センターに以下のような支援措置を備蓄して、その方を支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

内容としましては、ここに記載させていただいているように、医療機器の充電用の発電機、それから500ミリリットルの酸素ボンベ、あと、痰吸引器ですね、こういったものを三つのセンターにこの数字の中で置かせていただいて、通常ですと72時間、大体3日間程度たちますと、医療機関が、今の段階だと復興するものと想定しています。ただ、その間は残念ながら医療機関がまだ立ち上がらない段階で、ご自身でご自宅で何とか機器を使いながら頑張っていただかざるを得ないというふうに認識しておりまして、そこを埋めるために、私どもの保健センターのほうにこういった機器を置かせていただいて、例えば来ていただくでも結構ですし、保健センターのほうに何か持っていけということであれば、できる職員がいればお持ちする形をとったりしながら、何とか医療機関が立ち上がるまでの間、頑張っ

ていただくというところで、こういう設備をさせていただいたという内容でございます。

資料の内容は以上でございます。

座長

はい。ありがとうございました。

今、説明していただきましたけど、何か。

今の課長の説明だと、在宅人工呼吸器使用患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等の医療依存度の高い在宅療養者は、区内に120人なんですか。 登録者の中に120人。

健康推進課長

登録者の中では120人程度となっています。

座長

ああ。区内には何人いるんですか。

健康推進課長

これは、例えば難病とか、そういう形でうちのほうがある程度把握している人数は、このもとに書いた1,100ですね。

座長

ああ。今の医療制度とか介護制度とかの一つの流れで言いますと、もちろん施設に入っていただく必要がある方は施設の介護という、あるいは病院に入院ということですけども、この医療依存度に限らず、この医療的な処置が、結構中度、重度の方でも、在宅でみとる、在宅でいろいろなサポートを、サービス等を利用しながら、在宅で最後までというのが流れなんですね。ですから、医療依存度の高い在宅療養者の方が、減っていくのではなくて、どうなんでしょうか、ふえていくという傾向なんでしょうか。

健康推進課長

はい。東京都でご説明させていただくと、2025年、あと7年、そのころちょうど団塊の世代の方が後期高齢を過ぎて、多くの医療者が出てくるものと東京都は推定しています。その結果、各病院については救急の医療の方を中心に、いわゆる症状が固定した方はなるべく自宅に帰っていただいて、そこで例えば訪問診療とか、そういう形で対処していただくというふうな方向性が今出ています。したがいまして、今後、杉並区内でも急速にそういう形で在宅医療というのが進んでいくものと考えておりまして、それも踏まえて災害時の体制についても、今はまだ端緒でございますけども、今後それを見据えた整備を進めていく必要があるというふうに考えているというところでございます。

座長

今いろいろ説明をしていただきましたけども、難病の方を含めると、医療依存度の高い方が1,100人いると。そのうち約1割強の方が登録していると。残り900人ぐらいの方は登録していないという。

健康推進課長

ご事情はあるかもしれませんけども、私どもが調べた限り、そのような 結果になっているというところです。

座長

それはあれですか、ご本人が拒否される、あるいはそういう、煩わしい とか、まあ、いろいろな事情があるんでしょうけど、家庭、家族の方……

健康推進課長

ちょっと個別な事情までは、すみません、入り込んでいませんで、まずはどのぐらいいるのかということを、他の、今申し上げたような申請状況から把握して、それと今の登録者の数と見比べただけですので、今後、ご事情がそれぞれあって、先ほどの議論のような、より多くの方に登録していただくという方向には進めていきたいというふうには考えています。

座長

いかがですか、現場というか、地域では。

委員

人工透析患者というのは、これ、在宅で人工透析をやっているという見 方なんですかね。そんなのはあるんでしたっけ。

健康推進課長

いや、在宅――当然人工透析というのは週に何回か、1回とか、病院に行って、それで結構長時間かけてやるんですけども……

委員

そうですよね。

健康推進課長

ただ、万が一災害になったときに、その病院まで行けなくなってしまうと。ただ、本人がお持ちになっているので、水と電気で何日間は大丈夫という感じなんですね。実は透析液という本当の液を使うんですけど、緊急な場合、水と、それを動かす電気があれば、まあ、便宜的ですけど、緊急避難的ですけど、可能だというところで、まずは、そこからかなというところで、このような形をさせていただいていると。

委員

いや、見守っている方で、障害者で、それから人工透析を週3回やっている方がいるんですよね。で、メニューがみんな、皆さんあって、みんなそれぞれ人工透析といってもメニューが全部違っていますという。救急キットの中にはそういうメニューも書いてあるんですが、東京で発災したときは大阪に行くんだというふうな話をね。いや、だって、人工透析を受けている方は結構いるでしょ。

健康推進課長

そうですね。

委員

だから、もう各病院がもう電気がなくなったらどうしようもないわけで すから。そういう話をその方から聞いたことがあるんですよね。

健康推進課長

そのとおり、人工透析をやっている方は結構いらっしゃって、私どもも正直その方たちを震災のないところに連れていかないと、人工透析って、ご存じのとおり大きな器具を使って、中を1回透析しますので、なかなか難しいというのはよくわかっています。ただ、その方たちをバスかなんかで連れていくというのもなかなか難しいところでございまして、今できることは何なのかというところが今ここのレベルで、おっしゃるとおりこれで十分と思っておりませんので、今、委員おっしゃった内容も踏まえて、私ども今後考えていかなきゃならないなというふうには思っています。

委員

はい、わかりました。

座長

数年前まではなかったわけですよね。これ、いつからこういうふうに完備して——完備というか。

健康推進課長

28年度からです。

座長

28年度からということで、27年度まではなかったわけですから、かなり そういう意味では進んできたということだと思うんですけど。 何かご意見、ご質問があれば。

(なし)

座長

今、課長からご説明があったように、端緒だということで始まったばかりですので、いろいろなケースを対応しながらというか、想定しながら、これからますます完備して、整備が進んでいくのかなとも思いますので、じゃあ、一応これはこれで了承ということでよろしいでしょうか。

(了承)

座長

はい。次のほうを、事務局のほうで、その他の報告ということでよろしいですかね。

事務局

はい。それでは、その他報告等ということで、まず(1)の災害時要配慮者対策事業に関する区の取組状況、今年度のこれまでの取組状況について、ご説明させていただきます。資料4をごらんいただけますでしょうか。

まず、一つ目がたすけあいネットワーク制度の状況ということで、先ほど来話題に上っておりました避難行動要支援者が、今年度、昨年12月5日現在で2万9,757名。で、これは今年度から難病患者につきましてもデータ、名簿に登載することになりまして、避難行動支援者数が大幅に増加したということです。昨年の同時期が2万6,758名ですので、約3,000名の方が避難行動要支援者名簿に新たに登載されたということで、そのような人数になっております。

で、二つ目のたすけあいネットワーク未登録者に対する登録勧奨の実施ということで、これは先ほども触れましたけれども、1月18日にネットワーク未登録者約1万8,000名に対しまして、勧奨の通知、それから申込書等を配付して、今、勧奨しているところでございます。今現在、約500件程度新規申し込みがあります。例年の状況で言うと、大体10%ぐらいの申し込み率なので、ことし、今年度ですね、千七、八百名の方が新規に登録してくれるかなというふうに期待しているところなんですけれども、この数字につきましては、動きがあり次第、次回の全体会のところでもご報告させていただきたいと思っておるんですけれども、1万人を初めて超えるかなというふうに、ちょっと事務局としても期待しているところでございます。

それから、三つ目の個人情報保護研修の実施。これは記載のとおり今年 度4回開催いたしまして、34名の受講がございました。 それから、四つ目のGIS(地理空間情報システム)を利用した要配慮者支援システムの運用ということで、昨年度からシステムの本格運用を開始いたしまして、各震災救援所でもそのシステムが操作できることになりまして、そのシステムを活用して各震災救援所に、その要配慮者の地図ですね、それについても配付して、今現在保管されているところです。

五つ目の震災救援所等における要配慮者対応訓練の実施ということで、 毎年度65カ所の震災救援所が訓練を実施していただいているところなんで すけれども、その中で、要配慮者の安否確認とか搬送の訓練ですね、これ もぜひ実施してくださいというふうにお願いをしております。今年度、も うほぼ全救援所が訓練を終えたところなんですけれども、約3分の1程度の 救援所が要配慮者訓練を実施していただいたところでございます。

(2) が校務パソコンによる災害時要配慮者システムの立ち上げということで、先ほど申し上げたとおり、昨年度からシステムの運用を開始いたしまして、職員がその操作を実際にはするわけなんですけれども、その操作訓練をぜひこれも実施してほしいということでお願いをしておりまして、今現在、約7カ所程度でその訓練を実施させていただいております。これにつきましては、明日、職員向けに研修を実施、操作に関する研修を実施いたしまして、来年以降のその操作訓練をぜひ進めていただきたいというふうにお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから三つ目、なのはな生活園、こども発達センターで福祉救援所の 立ち上げ訓練をしていただきました。これは我々も参加をさせていただい て、制度の説明とか福祉救援所の役割等についての説明もさせていただい たところでございます。

それから六つ目、これが福祉救援所連絡会、今年度新たに設置しました会議体で、第1回目を6月7日、それから第2回目を10月30日に開催いたしました。今年度の主な議題としては、マニュアルですね、福祉救援所の立ち上げマニュアル、それからあとは訓練の実施について、ぜひ全救援所でやっていただきたいというお願いをしておりまして、マニュアルのたたき台とかそういったものをお示しして、啓発を図っているところでございます。第3回目につきましては2月7日に開催予定で、次年度以降も年2回から3回ぐらい定例的に実施して、情報共有、それからそういうマニュアルの作成とか訓練の実施等について、みんなで共有を図っていきたいというふうに思ってございます。

それから七つ目、裏面ですね。福祉救援所への特設公衆電話の設置ということで、年度の当初に、特設公衆電話という、災害に、かける専門の電話なんですけれども、それについてぜひ設置をしてくださいというような啓発をいたしまして、民間施設の17施設のうち14施設について、設置したいというようなご要望がありまして、そのうち5施設についてNTTのほうと協力して工事を進めて、今完了しているところでございます。年度末まで全施設について設置工事を終わらせて、公衆電話の配備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

座長

はい。ありがとうございました。 何か、今の今年度の区の取り組み状況について、ご質問やご意見があれ ばお願いします。いかがでしょうか。

じゃあ、ちょっと私から聞きますけど、個人情報保護研修の実施というのは、例年こんなあれですか、実績的には。4回ぐらいやって、34名。

事務局

そうですね。我々保健福祉部管理課が主催のものが年2回やっておりまして、大体9月と1月にやっているんですけれども、もうほとんどの方が受けていらっしゃるんですね。震災救援所も、やっぱり連絡会の人は入れかわりがありますけれども、もうある程度の方は既に受けられているというような状況で、新たに委員になられた方が受けていらっしゃるという状況です。で、その2回、区が主催のもの以外は、各震災救援所ごとにある程度の人数を集めてもらって、我々が出前で研修に行くというようなやり方もしておりまして、そういった形でのご要望もあったところです。

座長

だから、個人情報保護研修をきちんと受けられれば、さっきの名簿を見るかどうかというような話も、もうクリアできるわけだし……

事務局

そういうことですね

座長

そういう点で、やはり各震災救援所の関係者のほうにやっぱりPRをしていただきたいなという。

事務局

そうですね。例年5月に開催されている会長・所長会の場でその説明もさせていただいて、ぜひ、受講していない方は受けてくれというようにご案内をしております。

座長

それと、5番目に、要配慮者対応訓練の実施というふうに、実施したところが何カ所があるわけですけども、この中では要配慮者対応訓練を実施されたところはありますか。

(該当者举手)

座長

あ、二つ。ちょっとそのときの様子をお聞かせいただければ。

委員

私どもの震災救援所は、まず、井荻中学校の1年生全員に訓練を受けても らうんです。授業として、学校が。

座長

ああ、すばらしいですね。へえ。

委員

はい。毎年1年生が受けることになっていますので、去年も百六十何名ですか。ですから、全ての、担架をつくったり、いろいろ全部部署を回ってやってもらうんですけど、その中から、民生委員の方がいらっしゃいまして、選ばれたというか選んでもらった中学生と一緒に、要支援、介護者のところに行ってもらうという形で。

座長

ああ、それはすばらしいですね。

委員 ええ、行っていただくという形でやっています。

座長 井荻中のほうで、そういう協力……

委員 はい、学校の授業としてやっていただいています。その中で、荻窪病院 も近いので、荻窪病院の方も来ていただいていますし、それから荻窪病院 で治療した方は、今度、中大杉並高校に運ぶという形になっていますの で、中大杉並のほうも協力していただいて、地域ぐるみでやっていこうと

いうことで、はい、協力していただいています。

座長 その要配慮者の安否確認に中学校の1年生が協力している。

委員 1年生が行きます。毎年1年生ですね。

座長
そういう学校はほかにあるんですかね。

防災課長 以前から中学生レスキュー隊が、民生委員さんの指揮のもとに要配慮者

の家に行って、車椅子で救援所まで運ぶという事例はございました。

座長ああ、そうですか。

そうしたら、いかがですか。どんな感じ。

委員神明中学校なんですが、なかなか、ほんと、中学生を、また協力しても

らいたいなと思いながらも、なかなかちょっと学校等の調整も難しくて。

座長 そうでしょうね。

委員 うちの中学校の場合ですと、ボランティアとして来てもらった方に一緒

に行っていただくというような形にしています。本当に誰が行くかというのも決まっていなくて、受け付けをさせていただいて、その中からいろんな班に振り分けさせていただいて、毎年ちょっとずつ変えているんですけども、安否確認班というのを、各町会2名ずつダミーの要配慮者というのを立てさせていただいて、そこに行くということで、行くときも車椅子だったりとか担架だったりとか、それから、何でしょう、こう運ぶ、大きいや

つですね、何というんでしたっけ、今余り使わないので。

座長 リヤカー。

委員 はい。リヤカーみたいなものですかね。そういった物とかをちょっと利 用して行くような形にしています。そのときに、トランシーバーを配備し

用して行くような形にしています。そのとさに、トランシーハーを配偏しているので、本部と出かけた人と、ちょっとやりとりしたりとかというこ

とを……

座長 何軒ぐらいですか。

委員

2名ずつなので、6人。6人のお宅に行くということでやっていて、トランシーバーは実際の震災のときにも、ちょっと皆さんで連絡がとれないといけないなということで配備はしているんですけれども、本当に訓練をしながら、もう混乱しながらやっているという感じで、どうしてもいろんな情報が入ってきたりとか、その中で、このマニュアルに沿った形で記録を残して、報告、まあ、部内でと、それから全体会で上げていくという、まだそれぐらいしかできてはいないんですが、毎年そういった形で、はい、やっています。

座長

そうですか。ありがとうございます。 最初のころやっていなかったでしたか。この要配慮者の。

委員

ええ、やりましたね。 ちょうど……

座長

今年度は。

委員

ことし――ええ、きょうちょっと打ち合わせがあるんですけれども、やる予定です。

座長

あ、そうなんですか。

委員

以前、社協のほうのボランティアセンターのほうから来ていただいて、 やらせていただいて、やっぱりダミーをつくって、3カ所ぐらい一緒にやら せていただきました。

座長

ああ、そうですか。ありがとうございました。 何か、今年度の区の取り組み状況についていかがですかね。

もう一つ、GISを活用した要配慮者システムの運用ということなんですけれども、このGISは、この災害時要配慮者支援システムだけじゃなくて、いろんな活用をしているわけですよね。

事務局

そうです。下地を、すぎなみまっぷというものなんですけれども、土木 管理課のほうでそれをつくっていまして、それにいろんな、個々、個別の システムが上に乗っかっているというイメージなんですけれども、防災課 のほうの避難者登録をできるシステムもありますし、また私どもが管理し ている安否確認の情報入力、共有するシステムとか、そういった形で、そ のすぎなみまっぷを軸にして、いろんなシステムとして活用されていま す。

座長

ドローンなんかは区役所は持っていないですか。ドローンで、こう、いろいろ。

防災課長

まあ、ドローンも区長のほうからちょっと検討しろという指示はあったんですけども、やはりなかなか今の段階では、平常時は飛ばす――杉並区

は飛行禁止区域になっていますし、やっぱりちょっと維持とかいろいろ問題がありますので、今後の課題ということで、今、検討をちょっと先送りにしております。

座長

AIを活用して、いわゆる災害時要配慮者が住んでいるお宅に、もう、 災害が発生したら自動的にいろいろな、何というか、働きかけというかが 行くような、そういったもう人工的なAIの活用をしたとか、画期的なや つを杉並区が開発するとか、そういう、ぜひやってほしいなと、まあ余談 ですけど思いますね。

何か区内で、あれですよね、自動運転の実験をやったんですよね。あれはどこでやったんでしたっけ。

委員

井草森ですね、杉並の北のほうの。

座長

ああ、井草森公園。

防災課長

この後、荻窪地域でも何かやるような話は、交通対策課のほうでやるという話は聞いておりますけども。

座長

ええ。そういうのがどんどん進んでくれば、このGISとAIを、うまくGISと活用して、もっといろんなことがITの中でできるんじゃないかなというふうに思うんですけども。まあ、それは余談ですけど。

ほかに一応、もしなければ、最後の報告、連絡ということで、事務局のほうからお願いしたいと思いますけど。

事務局

はい。基本的な報告事項は、議題と報告事項は以上なんですけれども、部会に関しては、第一部会、第二部会ともこの2回で今年度は終了ということで、全体会を3月22日10時から、第3・第4委員会室にて開催します。そこで、第一部会、第二部会で出た意見等を踏まえて、最終的な報告をさせていただいて了承を得るというような流れで、この協議会は進んでいるところですので、ぜひ、近くなりましたらまた改めてご案内申し上げますけれども、ぜひご予定のほうをよろしくお願いいたします。

はい。以上です。

座長

はい。この際だからという、もし何かご意見やご質問等があれば。どうぞ、どうぞ。

委員

すみません。町会のことをいろいろと地域の人とかに知ってもらうために、ちょっとフェイスブックとかで、例えば活動とかいろんなことを発信しているんですけども、細かいことはちょっと置いておくとしても、こういう会議があって、こういうことを話し合っているよということを出していっても全然問題ないでしょうか。大丈夫ですか。

座長

よろしいですよね。

事務局

そうですね。特に問題、一応議事録は公開しているんですよ。なので、 もし差し支えなければ、ちょっと校正とかをさせてもらえると。

座長

検閲するの。

事務局

基本的には議事録で公開しているので、問題ないです。

委員

はい。町会って、こういうことをやっぱりやっているんだよということを一般の人がなかなかご存じないので。

座長

町会でフェイスブックをやっているんですか。

委員

はい。フェイスブックとかツイッターとかを。できるだけ、ちょっと、簡単なものでもそうやって流すようにしているので。

事務局

ぜひ、ぜひPRをしてください。

委員

ありがとうございます。

座長

ほかに何か。どうぞ。

委員

区の防災のスピーカーがありますね。あれが非常に聞きにくいんですね。ほとんど聞き取れないので、いつもベランダに出て聞こうとしているときには、もう流れてしまっているんですね。その辺を、もう。ですから、お金のかかる話なんですけど、関係者には無線の何かあれを、予算を区長はいろいろほかのところで使っていますので、こっちのほうに少し向けていただいて、無線とか――そういう無線が入れば、部屋の中にいて聞ければ一番いいんですけど、やっぱり夜ですと、雨戸を開けて窓を開けて聞くと、もうそのときには流れてしまっているんですね。非常に音もわんわんわんしてしまっているので、もう少しその情報が伝わる方法を考えていただければありがたいなと思います。

座長

それは結構ありますよね、その点、要望が。

防災課長

もうしょっちゅうでございまして、デジタル化をして、かなりよくしたんですけども、もちろん今おっしゃるように、やっぱり全部に聞こえるのはなかなか難しいんですね。今の、特にマンションなんかは高密化もしていますし、あと、家もあって。

その中で、私ども今、防災無線を流す情報というのは全てメールのほうでも配信しておりますので、聞き取れない、音はしたけど何を言っているかわからないという場合にはそちらを見ていただきたいとか、あと、目が不自由な方なんかについては、登録していただければ電話サービスとかもしておりますので、そういったものをご利用していただきながら情報をキャッチしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員
あ、電話のあれで。いただければ、教えてもらえれば。飛んでくるの。

防災課長はい。防災課のほうにそのチラシがございます。よかったら、来ていた

だければお渡ししますので、ご利用ください。ぜひ、町会の方とかにもお

知らせしてください。

座長 この間、緊急地震通報が、スマホを持っている――ケータイの人も鳴っ

たのかな。鳴ったじゃないですか。

防災課長あの誤作動の。

座長 誤作動。間違いで。あれはもう、区レベルでは余り関係なく、もう気象

庁がばあっと流しちゃうから。

防災課長 あれはもう、大手3社全部流れますし、あとJアラートなんかもあれば、

流れるようになっているんですね。ただ、一部格安スマホだと何か流れないのもあるので、それは何かアプリを入れないとだめみたいですけども。

地震速報とかミサイルとかは、今そういうような感じになっていますね。

座長 ああ。まあ、スマホにしても、いろんな活用、アプリをダウンロードして活用するとか、もう本当にそういう時代になってきて、結構若い人が入っているというお話もあるので、ツイッターなりフェイスブックなり、も

で、よろしくお願いします。お金はかかりますけどね。

うどんどんどんどん、そういう意味で杉並区らしい、ITを活用したいろいるな取り組みというのを進めていただきたいなというふうに思いますの

じゃあ、きょうの会議についてはこれにて終了ということで、どうもあ

りがとうございました。